

## 「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」(第2回) 議事概要について

### 1. 検討会の概要

日 時：平成 23 年 12 月 22 日(木) 10:00～12:00

場 所：経済産業省別館 1014 会議室

出席者：室崎座長、宇羅、坂本、重川、新保、田近、林 各委員

ゲストスピーカー 鈴木氏、天野氏

内閣府 小森参事官

### 2. 議事概要

内閣府による「東日本大震災以降の報告」、ゲストスピーカーによる被災地から実情の報告を行った。その後、「被災者の総合的な生活再建支援」「被害認定調査、被災者台帳」について事務局より説明を行った後、各委員にご議論いただいた。

#### <主な意見等>

兵庫県では家屋被害認定士制度を設立し、体制整備に努めている。東日本大震災においても県がコーディネートし、認定士を派遣した。

本検討会の目的として、まず附帯決議に対応する必要がある。したがって、支給額などの具体的な論点は議論する必要がある。災害対策基本法の抜本の見直しについては、別に研究会が設置されており、分担を考える必要がある。

東日本大震災を受け、被災者生活再建支援法に関する個別論点の整理だけでなく、生活再建支援全体についても考える必要がある。ただし、本検討会は、修正の方向性に関する意見提起までがその役割であり、災害対策基本法や災害救助法の具体的な修正を議論する場ではない。

本研究会の役割としては、被災者生活再建支援法の問題が初めにあり、次に被災者生活再建支援法の基礎となる被害認定や災証明発行等の業務の実行体制があり、その次に国による被災者生活再建全体に係る問題があるだろう。

今回の議論は制度の運用の話にシフトしたように思うので、次回、被災者生活再建支援制度に対する国の支援のあり方についてさらに検討を行ったほうがよい。国の支援のあり方を考える上では、第2次補正の特例措置が東日本大震災限りとなるかが最も重要である。第2次補正予算に至る議論の流れや支給実態などの説明をもっとしてほしい。

第2次補正だけではなく、液状化、地震保険、仮設住宅等の問題もある。

り災証明書の発行を法定受託事務とすることで全国一律の基準となり、公平性が担

保できるというメリットがある。現行の地方自治法でも災害救助法に関する事務は法定受託事務であり、国による代執行が可能である。

日本のように基礎自治体ごとに1,800もの個人情報保護条例が存在し規定内容が異なる状況は特殊な状態である。大規模災害時には個人情報の取り扱いに支障を来さないよう国の基準で統一的に個人情報を取扱うことを可能にするための検討を行う必要がある。

東日本大震災の被災者支援だけを念頭に検討を行うべきではない。もっと小さいあるいはもっと大きい災害のケースもあり得る。

平成19年の被災者生活再建支援法の見直し時から解決せず、未だ積み残されている課題がある。例えば、被災者の生活再建を考える上では、住宅の再建だけでは不十分であり、生業、教育、医療などを踏まえた支援を考える必要がある。

社会保障・税番号が導入されれば、状況は画期的に変わる。例えば、支援金の申請は、現状、市町村、都道府県を經由し、都道府県会館に伝わるが、番号を活用すれば、個人と都道府県会館が直接つながることも考えられる。社会保障・税番号を活用した制度のスリム化、簡素化を見据え、検討を行う必要がある。

本制度の枠組みに関して、災害救助法による応急修理制度など、住宅に係る制度について整理して、一本化することは考えられる。

本制度の統廃合のあり方などを検討するには、災害対策基本法などの見直しの議論がまずないと、ここでの議論が進まないところがある。

能登半島地震時、輪島市は応援職員をコーディネートできる状態でなかったが、新潟県職員が応援職員をコーディネートしてくれたことで、非常に助かった。今後の大規模災害に対する被害認定業務の体制づくりという観点から、被災経験職員をコーディネーターとして活用することは重要である。

半壊世帯の支給対象化について、「指摘される問題点」として業務量が膨大になると記載されているが、災害救助法による応急修理制度は、領収書確認など事務量が膨大であるため、応急修理制度を廃止し、被災者生活再建支援法で全て対応すると、全体の事務量の削減につながるのではないかと。

災害対策基本法を見直す必要がある。まず、現状、応急期までしか対応しておらず、復興まで含むものとする必要がある。また、減災の必要性が指摘される時代に予防から記載する構成はそぐわない。さらに、行政計画のための法律という印象が強く、民間も含めより多様なステークホルダーを取り込んだ計画とする必要がある。

総合的な被災者支援を検討する必要がある。理念としては、避難から生活再建支援まで一貫した支援プログラムを開発する必要がある。また、併せて、システムの活用による効率化など、総合的な被災者支援を実現する手段を検討する必要がある。

住宅再建のための資金提供が中心となっている被災者生活再建支援法のあり方を見直し、生活再建に資するものとしてはどうか。支援金、災害障害見舞金、災害弔慰金を支払って終わりという金を払うだけの支援ではなく、もっと血の通った支援を行う必要がある。

国が8割から9割といった負担をするのであれば、支援金の支払根拠となる被害認定制度についても公平性を担保するため、国がガイドラインではなく基準を提示し、自治体間での差をなくすべきという議論はあるのではないか。

国の関与の仕方を災害規模により変える必要がある。イメージとしては、レベル1は、小規模災害であり現行のように各自治体が対応すればよい。レベル2は阪神・淡路大震災クラスである。レベル3は、今回の東日本大震災や東海・東南海・南海地震、首都直下地震など都道府県をまたぐ大規模災害である。この場合は、一律基準が公正の観点から求められるので、国が積極的に関与しても良いのではないか。

被害認定については、紙で調査している点が一番の課題であり、デジタル化を推進する必要がある。

国と地方の関係、自治体のICT利用という観点から防災における総務省の役割は大きいので、防災分野でもう少し関わった方が良いのではないか。

- 今後、本検討会における議論に加え、別途実施する個別の意見聴取における意見も含めて反映させながら、作業を進めていくこととする。